

リビングプロテクト総合保険

賃貸住宅入居者を取りまくさまざまなリスクに備えます。

チャブ保険 | 2022年10月1日以降始期用

CHUBB®



Web 約款について

チャブ保険では、お客様の利便性向上と環境保護の一環として、Web約款を推進しています。

■ 弊社ホームページ (<https://www.chubb.com/jp-yakkan>) 上でご覧いただける「ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)」です。

■ ご案内の保険商品

「**リビングプロテクト総合保険**」

2022年10月1日以降保険始期用

■ Web約款の特長

- ・弊社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管の手間や紛失の心配がありません。
- ・文字を拡大することができます。
- ・キーワード検索機能により、確認したい箇所を簡単に見つけることができます。
- ・ご利用の端末にPDFファイル形式で保存することや、印刷することができます。

チャブ保険が提案する賃貸住宅入居者のための「安心」のかたち「リビングプロテクト総合保険」

本紙の文言中の「保険申込書等」とは、「保険申込書」「加入申込書」「インターネット契約手続き画面」をいいます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発



- ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊



- ⑤ 給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ



- ⑥ 騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



引越し中家財損害保険金

保険証券記載の建物から日本国内の転居先の建物への運送中に生じた家財の損害を補償します。
 ※水災ならびに通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。
 ※破損・汚損等は30万円が限度です。
 ※すべての事故に自己負担額1万円を適用します。
 ※保険証券記載の建物に入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。



法人等の被保険者に関する特約

保険契約者が法人等(個人事業主を含みます。)で、保険証券記載の建物にその役員または使用人が居住する場合、被保険者を特定しないときは、「契約者の役員または従業員で保険証券記載の建物に居住する者」が被保険者になります。

同居人の家財の損害も補償

被保険者の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限りませず。)が所有する家財も保険の対象となります。

- ⑦ 水災

保険の対象の損害額が再調達価額の30%以上の場合、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき

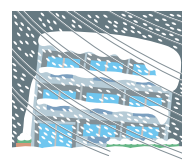


- ⑧ 家財・通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難



- ⑨ 風災・雹(ひょう)災・雪災

保険の対象を収容する建物の外側部分が風災、雹(ひょう)災、雪災によって破損したことを原因として損害が生じたとき



- ⑩ ①～⑨以外の偶然な事故による破損・汚損等

(1回の事故につき30万円限度、自己負担額1万円)



家財の補償

お支払いする損害保険金の額 再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)を基準に、保険金額(ご契約金額)を限度として実際の損害額をお支払いします。

〈貴金属等の取扱い〉 この保険では、貴金属等(貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品)は保険申込書等に明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。
 ※貴金属等の保険金額の設定については、家財の保険金額とは別に、市場価格を基準に算出します。詳しくは、P.4《家財の評価》をご覧ください。
 ・貴金属等で、1個、1組または1対での損害額が30万円を超えるときは、その損害額が市場価格基準で30万円とみなして保険金をお支払いします。(1個、1組または1対につき、30万円が保険金支払いの上限となります。)

〈通貨の盗難の場合〉 ・1事故、1敷地内ごとに20万円を限度に損害の額を損害保険金としてお支払いします。

〈小切手の盗難の場合〉 ・直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届出を行い、かつ、盗難にあった小切手に対して支払いがなされたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに20万円を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。

〈預貯金証書の盗難の場合〉 ・直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、かつ、盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。

〈乗車券等の盗難の場合〉 ・直ちにその運輸機関または発行者に届出をしたことを条件に、1事故、1敷地内ごとに5万円を限度として損害の額を損害保険金としてお支払いします。

費用の補償

水道管修理費用

保険の対象を収容する建物・戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したとき
 ※パッキングのみに生じた損壊を除きます。



お支払いする費用保険金の額

損害発生直前の状態に復旧するために要した費用
 1事故、1敷地内につき10万円限度

鍵取替え費用

盗難により損害保険金がお支払われるとき、または保険証券記載の建物から持ち出された出入口の鍵が日本国内で盗取されたとき



お支払いする費用保険金の額

保険証券記載の建物の出入口のドアロック交換費用実費
 1事故、1敷地内につき3万円限度

臨時費用

損害保険金がお支払われるとき

※ただし、通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。

お支払いする費用保険金の額

損害保険金×20%
 1事故、1敷地内につき100万円限度

残存物取片づけ費用

損害保険金がお支払われるとき

※ただし、通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。

お支払いする費用保険金の額

損害を受けた家財の残存物の取片づけに必要な費用の額
 損害保険金の10%限度

失火見舞費用

保険の対象を収容する建物・戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき
 ※煙損害または臭気付着の損害を除きます。



お支払いする費用保険金の額

事故によって生ずる見舞金等の費用として
 20万円×被災世帯数
 1事故につき保険金額の20%限度

地震火災費用

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上になったとき



お支払いする費用保険金の額

保険金額×5%
 1事故、1敷地内につき300万円限度

賠償責任等の特約の補償 [自動セット特約]

特約・補償条項ごとの被保険者の範囲はP.3をご参照ください。

賠償責任・修理費用補償特約

個人賠償責任

借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故または日常生活^(注)に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担したとき



注:借用住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

〈お支払い事故例〉
 洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。

お支払いする賠償損害保険金の額

損害賠償金
 1事故につき1億円限度

借家人賠償責任

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により借用戸室が損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき



〈お支払い事故例〉
 火災を起こし、家主さんに賠償しなけらなくなった。

お支払いする賠償損害保険金の額

損害賠償金—自己負担額 保険証券記載の支払限度額を限度とします。
 ※保険証券記載の自己負担額が適用されます。
 ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。

修理費用

①～⑥、⑧および⑨の事故により借用戸室(建物の主要構造部、共同利用部分、付属建物、屋外設備・装置を除きます。)に損害が生じ、あるいはその他偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア等、シャッター、窓ガラスに損害が生じ、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実的にこれを修理したとき



〈お支払い事故例〉
 台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。

お支払いする修理費用保険金の額

修理費用実費
 保険証券記載の支払限度額を限度とします。

事故被害者弁護士費用補償特約

日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害(身体の障害、被保険者が正当な権利を有する財物の損壊)を受け、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担したとき



〈お支払い事故例〉
 被害事故にあったが相手が不誠実なため弁護士に相談した。

お支払いする保険金の額

弊社が事前に承認した法律相談および損害賠償請求の委任にかかる費用
 1回の損害賠償請求につき、かつ、同一契約年度を通じて、保険証券記載の保険金額を限度とします。

【ご注意】お支払いの対象となる費用の認定は、特約に定められた基準に従い弊社が行います。弁護士費用等の合計額が保険証券記載の保険金額以内の場合であっても、着手金、報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については自己負担となります。

※対象となる費用や項目ごとの支払限度額の詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご参照ください。

賠償責任・修理費用補償特約の補償内容を「変更」・「縮小」・「削減」する特約

個人賠償責任補償対象外特約

『個人賠償責任』を補償対象外とする特約です。他の保険契約において、補償範囲が同じで保険金額が「無制限」の個人賠償責任補償がある場合に、この特約をセットすることで『個人賠償責任』をお支払い対象外とすることができます。

火災等のみ補償特約(借家人賠償責任のみ)[※]

『借家人賠償責任』において、保険金をお支払いする事故を火災等^(注)に限定する特約です。

注:火災、破裂または爆発もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢(いっ)水による水濡れによって生じた事故をいいます。

※「火災等のみ補償特約(借家人賠償責任のみ)」と「火災等以外支払限度額設定特約(借家人賠償責任・修理費用補償)」を同時にセットすることはできません。

火災等以外支払限度額設定特約(借家人賠償責任・修理費用補償)[※]

『借家人賠償責任』および『修理費用』において、火災等^(注)以外の事故による保険金のお支払額を、保険証券記載の支払限度額を限度とする特約です。

特約・補償条項ごとの被保険者の範囲 各特約・補償条項における被保険者は次のとおりです。

● **個人賠償責任**

日本国内に居住する

- ① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^(注1)
- ③ 本人またはその配偶者^(注1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^(注1)の別居の未婚^(注2)の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^(注3)

ただし、責任無能力者は含まないものとします。

● **借家人賠償責任**

保険証券記載の被保険者

※借戸室について転貸借契約がある場合には、転貸人または転借人を含みます。

● **修理費用**

- ① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^(注1)
- ③ 本人またはその配偶者^(注1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^(注1)の別居の未婚^(注2)の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^(注3)

ただし、責任無能力者は含まないものとします。

● **事故被害者弁護士費用**

日本国内に居住する

- ① 本人（保険証券の本人欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^(注1)
- ③ 本人またはその配偶者^(注1)と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^(注1)と生計を共にする別居の未婚^(注2)の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^(注3)

● **ストーカー行為等対策費用**

保険証券の本人欄に記載の者およびその配偶者^(注1)ならびにこれらと生計を共にする同居の親族

● **賃借・引越し費用**

保険証券のこの特約の被保険者欄記載の者

注1：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

注2：これまでに婚姻歴のないことをいいます。

注3：賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。

「地震保険」のおすすめ

地震保険をご契約いただかない場合、地震・噴火・津波による損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震による火災（延焼・拡大を含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。

これらの損害を補償するために、「地震保険」をご契約されることをおすすめします。

※リビングプロテクト総合保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険を併せてご契約いただくことになっています。地震保険をご契約いただかないときは、保険申込書等の確認欄にご署名（法人の場合は記名・押印）をお願いいたします。（インターネットでのご契約手続きの場合は、意向確認画面上で申込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。）

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、家財の保険金額の30%～50%の範囲内で決めていただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して家財の地震保険金額は1,000万円が限度となります。

地震保険の保険の対象

保険の対象は家財です。

※保険の対象とならないもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本（本などの原稿をいいます。）、設計書、図案、証書、帳簿
その他これらに類する物

地震保険の割引制度

地震保険には、保険の対象である家財を収容する建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用には、所定の確認資料*のご提出が必要です。なお、割引を重複して適用することはできません。

*詳細は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

割引種類と割引率	適用条件
① 建築年割引 : 10%	家財を収容する建物が昭和56年6月1日以降に新築された場合
② 耐震診断割引 : 10%	家財を収容する建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合
③ 耐震等級割引 : 等級に応じて 10%・30%・50%	家財を収容する建物が品確法 ^(注) または耐震診断による耐震等級の評価指針に定められた耐震等級を有している場合
④ 免震建築物割引 : 50%	家財を収容する建物が品確法 ^(注) に規定された免震建築物である場合

注：住宅の品質確保の促進等に関する法律

地震保険の補償内容

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によって家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	損害認定の基準	お支払いする保険金の額
全損	家財全体の時価の80%以上	地震保険金額の100% (時価が限度)
大半損	家財全体の時価の60%以上80%未満	地震保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	家財全体の時価の30%以上60%未満	地震保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	家財全体の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)

オプション [任意セット特約]

特約ごとの被保険者の範囲は上記をご参照ください。

ストーカー行為等対策費用補償特約

保険期間中に日本国内においてストーカー行為等を受け、警察または検察庁に警告・援助の申出または告訴を行い受理された場合において、被保険者またはその親族がその対策のため費用を負担したとき



お支払いする対策費用保険金の額

警察等の受理日から90日前*より、受理日から1年を経過した日*までの期間に負担した費用 ※受理日を含めます。

1契約年度につき保険証券記載の保険金額を限度とします。

賃借・引越し費用補償特約

損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の損害が半損（再調達価額の30%以上の損害）以上となり、被保険者が賃借費用または引越し費用を負担したとき



お支払いする保険金の額

- 賃借費用保険金：臨時に住宅建物を借用する費用、またはホテル、簡易宿泊所、ウィークリー・マンション等の有料の宿泊施設を利用する費用^(※1)
- 引越し費用保険金：保険証券記載の建物から引越先ならびに引越先から保険証券記載の建物への引越し費用^(※2)

※1 1ヶ月20万円かつ1事故6ヶ月を限度とします。 ※2 1事故につき40万円を限度とします。

保険の対象について

保険の対象となるもの

保険の対象は、日本国内に所在し、保険証券記載の建物(被保険者が占有する物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容され、かつ、被保険者、被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)が所有する家財(宅配ボックス等または宅配物^(注)を含みます。)です。

注：敷地内に所在し、荷受人が不在の際に配達された荷物を保管する無人受け渡しシステムを備えた動産である宅配ボックス等、または荷受人が不在の際に配達された荷物をいいます。

保険の対象とならない主なもの

- ① 船舶、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)ならびにこれらの付属品
- ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
※通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合のみ保険の対象となります。(ただし、引越し中の盗難事故の場合は対象外です。)
- ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ④ 動物および植物等の生物
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥ コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑦ 業務の用に供されるものおよび商品

《家財の評価》[再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)の目安]

	25才前後	30才前後	35才前後	40才前後	45才前後	50才前後
単身世帯	290万円					
夫婦のみ	520万円	710万円	1,020万円	1,240万円	1,410万円	1,490万円
夫婦・子供1人	600万円	800万円	1,100万円	1,320万円	1,490万円	1,570万円
夫婦・子供2人	680万円	880万円	1,180万円	1,400万円	1,570万円	1,650万円

注1：上の表にない家族構成の場合には、「夫婦のみ」を基準として、大人130万円、子供80万円を加算します。「大人」とは18才以上の者、「子供」とは18才未満の者をいいます。「大人1人+子供」の場合には、夫婦のみの金額から130万円を減算した額を基準として、子供1人につき80万円を加算します。

注2：上記の評価額には、「貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品」で1個、1組または1対の市場価格が30万円を超える物は含まれていません。それらの物につきましては別途市場価格で評価し、1個、1組または1対を30万円とみなして上記で算出した金額に加算してください。

保険金をお支払いできない主な場合

リビングプロテクト総合保険・特約共通

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質、放射性汚染に起因する事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。)
- 保険料をお支払いいただく前に生じた事故による損害

家財の補償

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失もしくは法令違反
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 保険の対象が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故(ただし、敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた事故、引越し中家財損害保険金のお支払い条件に該当する場合は除きます。)
- 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- 保険の対象の欠陥
- 水災で、損害額が再調達価額の30%未満であり、かつ、家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水のいずれにも至らなかった場合
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ等またはねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書きを含む汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- * 国または公共団体の公権力の行使(差押え、収用、没収、破壊等)によって生じた損害
- * 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失や技術の拙劣によって生じた損害
- * 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故、機械的事故によって生じた損害
- * 詐欺または横領によって生じた事故
- * 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- * 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- * 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色または音質の変化
- * 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入(隙間からの雨漏り等をいいます。)によって保険の対象に生じた損害
- * 保険の対象である液体の流出または混合による損害(*印は、火災、破裂・爆発に起因して損害が生じた場合には保険金をお支払いします。)

賠償責任・修理費用補償特約

個人賠償責任

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

借家人賠償責任・修理費用共通

- 国または公共団体の公権力の行使(差押え、収用、没収、破壊等)によって生じた損害
- 借戸室の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損傷
- 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書きを含む汚損であって、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷

事故被害者弁護士費用補償特約

- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無免許運転、飲酒運転をしている間に生じた事故
- 環境汚染、騒音、振動、悪臭、日照不足、電磁波障害
- 医薬品の継続的な服用

- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損壊
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)、その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入(隙間からの雨漏り等をいいます。)によって生じた損壊
- 動物の飼育または一時的持ち込みによって生じた損壊

借家人賠償責任

- 借戸室を貸主に明け渡す際に発見された、補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子、床に生じた損壊、ならびに清掃等の対象となった損壊
- 借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊

修理費用

- 壁・柱・床・はり・屋根・階段等の建物の主要構造部、居住者の共同利用部分、物置・車庫・カーポート等の付属建物および屋外設備・装置に生じた損害
- 借戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合

賠償事故の場合のご注意

被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、事前にご相談ください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- 美容を唯一の目的とする医療行為
- 被保険者に生じた労働災害事故
- 被保険者の精神障害
- 財物自体の欠陥等による財物の損壊
- 専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」に記載されておりますので必ずご確認ください。

お客様の意向の確認の要領について

リビングプロテクト総合保険のお申込みにあたり、保険申込書等に記載された内容がお客様のご意向に沿ったものであることを、「重要事項説明書」および「パンフレット」等を参照してご確認ください。

《保険の対象等》

ご確認いただく項目	ご確認いただく内容
1 保険の対象	借戸室に収容された家財です。
2 申込人・保険の対象(家財)の所有者 ^{※1}	保険申込書等の申込人欄および保険の対象(家財)の所有者欄をご確認ください。
3 建物の所在地・構造・用法 ^{※2}	賃貸借契約書または賃貸借契約用の重要事項説明書を参照し、ご確認ください。
4 他の保険契約の有無	同一の保険の対象(家財)に他の火災保険・地震保険、共済契約がある場合、必ずお知らせください。

※1 保険の対象(家財)の所有者が、被保険者(補償を受けられる方)となります。

※2 用法とは、「専用住宅(戸建住宅)」、「共同住宅(アパート、マンション等)」をいいます。

《保険の内容等》

ご確認いただく項目	ご確認いただく内容
1 保険期間	保険期間(保険の開始日、終了日)欄の記載をご確認ください。
2 保険金額	家財の評価額 ^{※1} を参考に、保険申込書等に記載のある保険金額をご確認ください。
3 補償内容・特約の内容と補償の重複	重要事項説明書およびパンフレット等で補償内容・特約の内容をご確認いただき、補償内容が同様の他の保険契約を契約されているときは、補償の重複についてご確認ください。
4 地震保険の加入の有無と割引	地震保険 ^{※2} のご加入の有無が、お客様の意向に沿っているかをご確認ください。ご加入の場合、適用できる割引 ^{※3} をご確認ください。

※1 家財の評価額については、P.4《家財の評価》をご参照ください。

※2 地震保険にご加入いただかない場合、地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害(地震による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

※3 地震保険の割引制度については、P.3「地震保険のおすすめ」をご覧ください。

用語のご説明

カ行	給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。	サ行	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
サ行	再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。	タ行	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	ハ行	引越し中家財	被保険者の引越し ^(注1) のために、保険証券記載の建物から日本国内の転居先の建物に運送中 ^(注2) の家財をいいます。 (注1) 住居移転に伴い、保険の対象の全部を転居先へ移すことをいいます。 (注2) 保険証券記載の建物から搬出された時から、転居先の建物に搬入される時までの間をいい、運送業者による運送に付随する一時保管を含むものとします。
	市場価格	損害が生じた地および時における市場価格をいいます。		風災	台風、旋風、竜巻、暴風等によって生じた事故をいい、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
	修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。	ヤ行	床上浸水	居住の用に供する部分の床 ^(注) を超える浸水をいいます。 (注) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
	乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券、回数券およびプリペイドカードは含みません。		預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。			

万一事故にあわれたら

遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

《事故受付ダイヤル》

0120-011-313

お支払いする保険金に自己負担額が適用される場合、自己負担額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。適用される自己負担額は保険金の種類や事故の内容によって異なりますので、保険証券(または保険契約証、保険契約継続証、加入者証)をご確認ください。

- このパンフレットはリビングプロテクト総合保険、および地震保険の概要を説明したものです。詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご参照ください。
- ご契約に際しましては、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を事前に必ずお読みいただき、お申込みください。

取扱代理店

SOS ホットライン

- 真夜中に体の調子が悪くなった。
- 病院に行きたいが、何科に行けばよいかわからない。

そんな時には、すぐにお電話ください。
看護師が24時間いつでも、医療、健康、介護に関する様々な質問に適切なアドバイスをいたします。

解約受付

転居に伴い契約を解約する場合、解約日から満期日までに1ヶ月以上の期間があるときは、解約による保険料の返還がござります。(転居先で引き続き補償を引き継ぐこともできません。)
解約はホームページで受付けています。

賃貸住宅入居者用 保険解約受付ページ

<https://www.chubb.com/jp-chintai>

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険)

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

www.chubb.com/jp

CHUBB®

2022年4月版

LHD5702-01-202204 L2210196